

放課後児童クラブの基準について

1 放課後児童クラブの基準

➤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について

放課後児童健全育成事業を実施する場合は、児童福祉法第34条の8の2第3項により、市町村が定めた条例の基準を遵守することとなっている。

また、同条第2項により、市町村が条例を定めるに当たっては、厚生労働省令の基準に従う又は参酌することとなっている。

児童福祉法（抜粋）

第三十四条の八の二 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

○2 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

○3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

➤ 厚生労働省令について

- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）により、放課後児童健全育成事業の基準が定められている。
- ・当該基準のうち、放課後児童支援員の資格及びその配置については、有資格者を必ず配置すること及び開所時間を通じて2人以上を配置することが「従うべき基準」とされており、その他、児童1人当たりの専用区画面積等については「参酌すべき基準」とされている。

2 「従うべき基準」の参酌化について

➤ 参酌化提案の経緯について

- ・放課後児童健全育成事業を実施している全ての市町村において「従うべき基準」を遵守しているが、待機児童解消のため量的拡充を検討するも全国的な人手不足などにより人材確保に苦慮している市町村がある。
- ・そのような中、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）からの地方分権提案において、「従うべき基準」の参酌化が提案された。

➤ 札幌市の対応について

- ・札幌市内の放課後児童クラブにおいても人材確保に苦慮している事業所あるものの、放課後児童支援員の業務はクラブ運営のほか、事故や防災防犯対策、配慮が必要な児童への対応、小学校や地域など関係機関との連携など多岐に渡っており、1人ですべて対応することは困難。また、放課後児童支援員自身が急病となる可能性もある。
- ・以上から、札幌市としては、放課後児童支援員等を2人以上配置することが必要であると考えており、厚生労働省令の「従うべき基準」が参酌化された場合についても、札幌市児童福祉法施行条例の改正は予定していない。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正概要

基準	現在	改正後	札幌市の 取り扱い
・ 支援単位ごとに2人以上を配置 ・ 放課後児童支援員の資格	従うべき 基準	参酌すべき基準	変更しない